

〔第1章 総 則〕

第1条(名 称)

本会は、近畿ミロク会計人会(以下「本会」という)と称する。

第2条(目 的)

本会は、株式会社ミロク情報サービスのシステムを導入している税理士、公認会計士、税理士法人、及び監査法人(以下「会計人」という)の業務改善と職域拡大を図るとともに、会員相互及び株式会社ミロク情報サービスとの親睦と発展を期することを目的とする。

第3条(活 動)

本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- 一 会計事務所の合理化と業務拡大に関する研究活動
- 二 会員のためのシステム開発活動
- 三 会員及びその補助者に対するシステムの研修活動
- 四 株式会社ミロク情報サービスのシステムに関する啓蒙と普及活動
- 五 会員に対する情報の提供活動
- 六 会員相互間の親睦活動
- 七 その他本会の目的を達成するための必要な事項

第4条(事業年度)

本会の事業年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

第5条(事 務 局)

本会の事務局は、株式会社ミロク情報サービス大阪支社内に置く。

〔第2章 会 員〕

第6条(会 員)

- 1 本会の会員は、第2条の目的と趣旨に賛同する近畿二府四県(大阪、京都、兵庫、滋賀、奈良、和歌山)で業務を行う個人である会計人とする。
- 2 本会に入会しようとする者は、入会申込書を本会に提出しなければならない。

〔第3章 会 費〕

第7条(会 費)

- 1 会員は、理事会で定める会費を納めなければならない。
- 2 会員は、次項の適用がある場合を除き、年度初めに会費を納入するものとする。
- 3 新入会員については入会后1年間を無料とし、入会日の翌年に応答する日の翌月から年度末までの期間の月割額を、当該期間の初めに納入するものとする。ただし、過去に会員であったものについては、入会日の翌月から年度末までの期間の月割額を、当該期間の初めに納入するものとする。
- 4 会費を1年以上滞納した者は、理事会において退会したものとみなすことができる。

〔第4章 役 員〕

第8条(役 員)

本会に次の役員を置く。

- | | |
|-------|-------|
| 一 会 長 | 1名 |
| 二 副会長 | 8名以内 |
| 三 理 事 | 45名以内 |
| 四 監 事 | 2名以内 |

第9条(役員の選任)

役員は、本会の総会において選任する。

第10条(任 期)

- 1 役員の任期は、就任後2回目の定期総会終了時までとする。
- 2 欠員又は増員によって就任した役員の任期は、前任者又は他の役員の残任期間と同様とする。

第11条(会 長)

会長は、本会を代表し会務の運営にあたる。

第12条(副会長)

副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行し、会長が欠員のときはその職務を行う。

第13条(理 事)

理事は、理事会を構成し会務の運営にあたる。

第14条(監 事)

監事は、会計を監査し、総会に報告する。

〔第5章 決議機関及び施行〕

第15条(総会の招集)

- 1 会長は、毎年7月末までに定期総会を招集する。
- 2 会長は、必要があると認めるときは、理事会の議を経て臨時総会を招集することができる。
- 3 総会を招集するには、あらかじめ日時、場所及び議案を記載した書面によって通知しなければならない。

第16条(議 長)

議長は、その総会において選任する。

第17条(議決の要件)

- 1 総会の議決は、その出席した会員の過半数で決するものとし、可否同数の場合は議長が決する。
- 2 会則を改正する場合は、前項にかかわらず、出席会員の3分の2以上の賛成を得なければならない。

第18条(委任による議決権)

総会に出席することができない会員は、他の会員に議決権の行使を委任することができる。

第19条(総会で決定すべき事項)

総会では次の事項を決定する。

- 一 活動報告及び決算の承認
- 二 活動計画案及び予算案の承認
- 三 会則の改正に関する事項
- 四 役員の選任に関する事項
- 五 その他理事会において必要と認めた事項

第20条(理事会)

- 1 理事会は、会長、副会長及び理事によって組織し、この会則において理事会の議を要する事項と、第3条に規定する活動を遂行するために必要な事項を決定する。
- 2 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。
- 3 理事会は、書面又はEメールによって開催することができる。

第21条(委員会)

- 1 本会には、次の委員会を設ける。
 - 一 総務委員会
 - 二 システム開発委員会
 - 三 情報ネットワーク委員会
 - 四 広報委員会
 - 五 研修委員会
- 2 本会は、理事会の決議に基づき、必要に応じて特別委員会を設置することができる。
- 3 各委員会には、委員長1名、副委員長2名以内、委員若干名を置く。
- 4 委員長及び副委員長は理事会において選任し、委員は各地区から選出する。

第22条(地区会)

- 1 本会には、本会と会員との連絡調整を図るため、地区会を設ける。
- 2 地区会の単位及びその地域は、理事会において定める。
- 3 地区会の事務局は、その地区会において定める。
- 4 地区会長は、地区会において理事から選任する。
- 5 地区会は、本会の会則に準じて運営されるものとする。

第23条(顧問・相談役)

- 1 本会に、名誉会長、顧問、相談役を置くことができる。
- 2 名誉会長、顧問、相談役は、本会の総会において選任する。

第24条(会則に定めのない事項)

この会則に定めのない事項は、理事会で定める。

(附 則)

この会則は、昭和62年6月26日から施行する。
この改正会則は、平成3年7月15日から施行する。
この改正会則は、平成4年7月14日から施行する。
この改正会則は、平成5年7月7日から施行する。
この改正会則は、平成13年7月12日から施行する。
この改正会則は、平成16年7月6日から施行する。
この改正会則は、平成17年1月11日から施行する。
この改正会則は、平成17年7月14日から施行する。
この改正会則は、平成18年7月12日から施行する。
この改正会則は、平成19年7月4日から施行する。
この改正会則は、平成20年7月1日から施行する。
この改正会則は、平成29年7月13日から施行する。
この改正会則は、令和5年7月12日から施行し、第7条第3項による新会員の会費は令和5年4月1日以後に入会した会員から適用する。

We are

Partners Guidance

Best Partners



入会のご案内



We are
Best Partners

ミロク会計人会連合会 近畿ミロク会計人会



ミロク会計人会連合会
近畿ミロク会計人会
会長 植田 順

こちら近畿ミロク会計人会です。

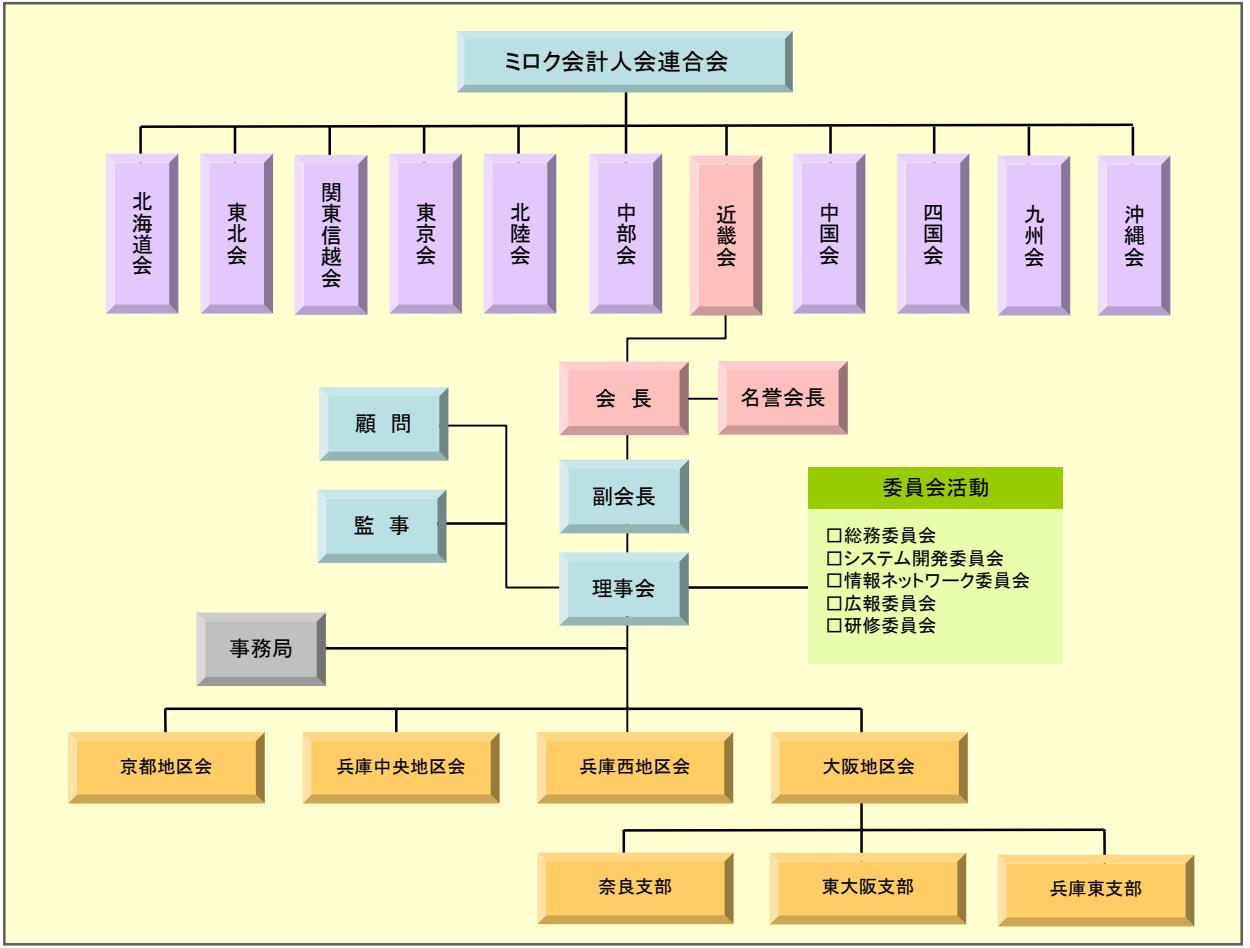
近畿ミロク会計人は、大阪、京都、兵庫中央、兵庫西の4地区会と奈良支部、東大阪支部、兵庫東支部の3支部にて活動を行っています。

具体的には、各地区会や支部において、理事会や懇親会の開催、職員・顧問先を対象としたセミナーなどを実施することを通して、会員間相互の親睦と連帯感を深め、そのムーブメントが連合会(全国会)活動に繋がるように体制を整えています。

もう一つの近畿ミロク会計人の特徴としては、所長先生の資質の向上を目指すための認定研修を実施する近畿税制研究会が姉妹団体として積極的に活動を行っています。

ご入会をお待ちしております。

近畿ミロク会計人会・組織図



近畿ミロク会計人会(本会)と地区会の基本的な活動

- 近畿ミロク会計人会**
1. 定期総会の開催
 2. 役員会・委員会の開催
 3. 新年会の開催(研修会含む)
 4. 懇親ゴルフ大会の開催
 5. システム意見要望の収集と報告
 6. 連合会委員会活動
- ◎今後の活動強化ポイント
- ・本会研修会の企画
 - ・会計人の活性化推進

- 地区会**
1. 事務所職員スキルアップの為の研修
 - ・システム研修、運用研修
 - ・会員講師による各種研修
 - ・シリーズものの研修
 2. 会員相互の情報交換、親睦の開催
 - ・会員交流会の開催
 3. 会員及び会員事務所職員向けのMJS・税経システム研究所講師による研修会開催
- ◎今後の活動強化ポイント
- ・職員育成を主体とした研修会活動
 - 実務研修、システム運用研修
 - ・会員事務所相互の情報交換会、交流会の開催

会員5大特典

1. 研修会・受講料の会員無償と
会員事務所職員の受講料割引サービス
2. 連合会・委員会成果物のダウンロードサービス
3. 情報交換・人的ネットワーク構築の場の提供
4. MJSへのシステム要望・意見の収集と改善活動
5. 職員レベルアップ研修の提供